

平成28年11月 日
司法試験委員会

司法試験委員会においては、司法試験出題内容漏えい事案の発生を踏まえ、司法試験考査委員による不適切行為が認められた場合、速やかに事実関係を把握し同種事案の再発防止を図るため、下記のとおり、苦情通報窓口を設置しました。

本窓口は、本日付けで当委員会が決定した「平成29年以降の司法試験考査委員体制について」の再発防止策の一つとして講じられるものです。

〈通報要領〉

1. 提出先

(1) 電子メールによる提出

電子メールアドレス（・・・・・・@moj.go.jp）

(2) 郵送による提出

※封書で送付願います。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内
法務省大臣官房人事課 司法試験委員会庶務担当
「司法試験委員会 苦情通報窓口」宛

2. 提出に当たっての留意事項

- ・ 日本語で提出してください。
- ・ 通報については、匿名・記名を問いませんが、通報をいただいた際には、御質問をさせていただくことがあり得ますので、差し支えがない場合には、氏名、連絡先のほか、職業などのバックグラウンドに関する事項を御記入下さい。

3. 提出いただいた通報内容の取扱い

- ・ 提出いただいた通報内容につきましては、事務局にて整理した上、必要と認めた調査を実施しますが、通報に対して個々の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 記入いただいた個人情報を除き、通報内容が公開される可能性があります（個人情報については、調査に関して必要な範囲のみで使用し、公表はいたしません）。